

伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会

提 言 報 告 書

平成 19 年 1 月 17 日

伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会

目 次

経緯及び経過について

- . 伊勢崎市をとりまく保育の現状について 3
- . 公立保育所と私立保育所とのサービス内容等の比較について 4
- . 公立保育所における今後の課題について 6

.提 言

- 公立保育所のあり方について 8
- 民営化の基本方針について 9
- 民営化対象保育所について 9

おわりに

補 遺 等

経緯及び経過について

伊勢崎市では、現在、公立保育所 11 ヲ所、私立保育所 33 箇所の計 44 ヲ所の保育所が設置され、0 歳の乳児から就学前児童にいたる将来の日本を支える約 6000 人の児童の保育を実施している。その中において、公立保育所は、開所以来、多くの保育に欠ける児童を保育し、市の保育行政の拡充と推進に努めてきた。

しかしながら、近年の少子高齢化社会の到来や三位一体改革にともなう保育運営費の一般財源化といった保育行政の変革のなかで、限られた予算の中で、保育の質を向上させつつ、多様な保育ニーズへの対応していくうえで、公立保育所は、その従来の役割・位置づけについて大きく問われている時代となっている。

このような状況下において、伊勢崎市では伊勢崎市集中改革プランに基づき、公立保育所のあり方及び民営化の推進を検討し、よりよい保育の向上を図ることを検討していくことを目的として県内各方面の専門家の中から 6 名、公立保育所利用者の代表、公募委員 2 名を選び、伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会を設置した。

この趣旨のもと、当伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会は、「子どもの最善の利益」を第一に考え、伊勢崎市をとりまく保育所の現状について 公立保育所と私立保育所とのサービス・機能・保育所利用者の満足度の比較 公立保育所のあり方について 民営化対象先の選定について 具体的な引継ぎ期間・引継ぎ方法についてを検証・検討項目とし、6 回の委員会を開催し慎重に民営化について検討を行ってきた。

このうち、第 2 回検討委員会では、公立保育所である第一保育所、指定管理者制度を導入している i タワー花の森保育所、市内私立保育所の現地視察を行った。第 3 回では、保育所利用者の満足度を検証するため、市全体の保育所利用者世帯の約 20% に対し実施した保育所利用アンケート調査結果の分析並びに公立保育所の現場職員の代表である伊勢崎市公立保育所職員会会長と意見交換を行った。第 5 回では、民営化における引継ぎ経験が豊富な社会福祉法人を招聘し、意見の交換を行ってきた。

今般、その検討結果について取りまとめたので報告する。

伊勢崎市の取り巻く保育の現状について

1. 保育児童の推移と将来の保育需要の予測

(1) 過年度における保育需要の推移について

過年度における本市の保育需要(平均入所人数)は、着実に増加しつつある。平成10年度では、3,645名であったのに対し、平成17年度では、5,585名と153%増加し、保育需要は拡大傾向にある。特に平成7年度での緊急保育対策等5ヵ年事業(エンゼルプラン)以降、顕著な増加が見られている。

この要因として、本市が全国的にみても人口増加がみられる元気のある地域であるため、それに伴う保育需要が拡大してきたこと。女性の就労が高まるにつれ保育に欠ける乳幼児が増加したこと。なかでも低年齢児の入所が増加傾向にあることなどから、生活様式の変化が新たな保育需要を生み出していることが考えられる。

(2) 今後の保育需要の推測について

伊勢崎市次世代育成支援行動計画(平成17年3月)における将来児童推計(平成14年から平成16年までの4月1日現在での住民基本台帳人口における人口推計(コーホート法))によると将来的にも伊勢崎市の年少人口は増加傾向にあると推計されている。地区別では、赤堀地区で増加傾向、旧伊勢崎市とあずま地区では平成19年度から横ばい傾向、境地区では減少傾向となっている。また、市全体として、今後も女性の就労状況が高まることによる低年齢児の入所増加など新たな保育ニーズの創出が予想される。

このような傾向からみて、地域的にばらつきがあるものの本市の保育需要は、将来的にも増加傾向に推移するものと思われる。

2. 市内における保育所数の動向・状況(待機児童数)について

本市には、44ヶ所の保育所があり、その内訳は、公立保育所が11ヶ所(指定管理者制度を含む)、私立保育所が33ヶ所設置されている。保育所は、平成10年では39ヶ所であったが、保育需要の拡大に伴い平成14年度には、さかい保育園(私立90名定員)、平成17年度にはiタワー花の森保育所(公立45名定員)、青空保育園(私立30名定員)、田部井保育園(私立60名定員)、平成18年度には間野谷保育園(私立90名定員)が新設されている。

市内定員枠は、平成10年度では、3,485名であったのに対し、平成18年度では5,005名に拡大してきている。平成19年度においては、新たな保育所の新設は見込まれていないものの、しいの実保育園30名、二葉保育園が30名、大林寺保育園が20名、青空保育園が30名の計110名の定員増加が見込まれている。

この結果、平成18年度末現在では、いわゆる保育所待機児童数がゼロとなっており、また、今後の増加する保育需要に対しても、公立保育所、私立保育所ともに対応できる基盤は十分に備わっていると思われる。

3. 児童福祉費の推移について

平成 17 年度決算における児童福祉費は 74.3 億円となっており、市全体の歳出の約 12%を占めている。また、一人当たりの保育所利用児童に係る歳出額は 87 万円円(保育所運営費 48.9 億円/市内全保育児童数 5,585 人)となっている。保育児童数の増加に伴い、児童福祉費は増加傾向にある。市の歳出総額が過去 10 年間に約 1 割減少しているのに対し、平成 17 年度の児童福祉費を平成 8 年度と比較した場合、39.5 億円(旧 4 市町村を合算)から 74.3 億円と約倍増している。

このような状況を鑑みると、本市では、今後も保育需要の増加が見込まれるなかで、限られた財政状況のもと、児童の最善の利益を保障し、子育て家庭を支援するために、より効果的で、効率的な保育行政を運営実施いくことが今まで以上に求められていくと考えられる。

) 公立保育所と私立保育所とのサービス内容等の比較について

1. 保育児童数の推移及び定員の充足状況について

公立保育所、私立保育所とも保育児童数は堅調に伸びている。平成 10 年から保育児童数は、1,940 人増加しているが、その増加した保育需要の約 9 割が私立保育所によってカバーされている。現在、児童数のシェアでは、公立保育所が約 20%、私立保育所が約 80%となっている。ある種のニーズのバロメーターを示すと考えられる定員の充足状況は、公立保育所が 108%、私立保育所が 119%となっている。

2. 保育士の人員配置状況・保育士の年齢について

公立保育所では、現在、過半数以上が臨時保育士で構成されている。一方で私立保育所では、平均して約 8 割が正規職員で構成されている。この低い正規職員比率の要因は、市による職員の定員抑制化によるものであり、平成 13 年以来正規保育士職員の採用を行っていないためである。近年、公立保育所では、正規保育士職員の退職者を臨時保育士の採用で補っているものの、臨時保育士の人材確保・採用が厳しくなっていることを市側より聴取している。

また、保育士の平均年齢は、公立保育所では 41.3 才(臨時職員を含む)であり、私立保育所では 33.9 歳(臨時職を含む)となっている。公立保育所の正規職員の平均年齢は 46.1 歳であり、単純に比較すると両者の間で 10 歳以上の大きな差が生じている。公立保育所の正規保育士の平均年齢は、今後 5 年間で約 49 歳まで上昇する見込みである。

3. 保育サービス・機能について

(1) 保育時間について

双方とも平日の保育時間は、概ね 7:00 から 19:00 (一部の私立園では 20:00) までと同一である。しかし、土曜日の保育時間は、公立保育所が昼まで(12:30)で終了するのに対し、私立保育所では概ね夕方(17:00 前後)までと充実している。

この点は、後述のアンケートの結果において公立保育所利用保護者から土曜保育時間の延長を求める強い要望がみられる部分である。

(2) 特別保育事業等の推進状況について

特別保育事業の実施状況をみると、本市では全国平均に比べ高い保育サービスが市民に提供されていると評価できる。その内容を分析すると私立保育所が公立保育所に比べ特別保育事業の実施率が高く、市全体の保育サービスの底上げに大きく貢献している。この傾向は、本市に限ったことではなく、平成 18 年度全国保育士養成協議会研究大会(厚生労働省児童家庭局保育課)においても「**民間保育所の方が、公営保育所に比べて多様な保育サービスを実施している**」としている。

	延長保育	一時保育	学童保育	子育て支援	休日保育
公立実施率	100%	30%	0%	30%	0%
私立実施率	100%	76%	29%	47%	12%
全国平均	61%	26%	6%	14%	3%

引用：平成 18 年全国保育士養成協議会研究大会資料

(3) 障害児・外国籍児童に対する保育の状況について

公立保育所、私立保育所とも受入れ状況に大きな差はみられない。1 施設あたりの障害児・外国籍児童の保育児童数は、公立保育所が若干上回るものの、児童の絶対数、受入れ上位は私立保育所が占めている。したがって、本市においては、公立保育所、私立保育所とも子どもの属性に関わらず保育できる機能が蓄積されていると思われる。

	障害児	外国籍児童
公立保育所	21(1.9)	91(8.2)
私立保育所	42(1.3)	168(5.1)

()内は、1 施設あたりの平均受入れ児童数を示す。 「平成 18 年度保育所運営状況調書」

4. 保育所利用者の満足度について

伊勢崎市保育課において実施した保育所(園)利用者の満足度に関わる調査(対象：公立保育所、私立保育所を利用している保護者世帯 1,000 世帯、調査期間：平成 18 年 10.11～平成 18 年 10.27 回収率 58.5%)による主な結果は次の通りである。

- (1) 公立保育所、私立保育所とも子どもの満足度、利用者の満足度は高く、利用者から見た保育士及び管理者の質、雰囲気等に大きな差がない。ただし、保育所を評価するうえで、より肯定的な意見である「はい」と答えた利用者の比率は私立保育所が高いこと。

- (2) 私立保育所における保護者は保育内容を重視して保育所を選択する傾向がある。また、私立保育所は、保護者と子どもに対するきめ細かい個別対応やコミュニケーション、保育サービスの利便性、行事や遠足、クラスだよりなどの工夫、給食内容(食育への取組み)の点で保護者から高い評価を受けていること。
- (3) 公立保育所は地域との交流・保護者と園との連携等が評価される一方で保育士が定期的に異動する点等が挙げられていること。
- (4) 保育所に対する要望については公立保育所では、私立保育所と比べ充実していない特別保育事業の実施を求める声が多い。私立保育所では、現在実施している保育サービス・内容をより充実させていくことを望む声が多いこと。

5. 運営コストの比較について

公立保育所と私立保育所の運営コストを比較した場合、児童一人当たりの運営コストは、公立保育所において約 107 万円、私立保育所において約 83 万円となっており、公立保育所は、私立保育所に比べ約 30%高い運営コストがかかる結果となっている。これは、保育士の人件費等に関わる要因が大きい。また児童一人当たりの市費負担額(平成 17 年度保育運営費 - 国・県支出金 - 保護者から徴収した保育料)は、公立では大方の保育運営費が一般財源化されているため、国・県の支出金の一部を除き考慮しないとした場合、公立に通所する児童の市費負担額は、約 84 万円と私立に通所する児童約 26 万円に対し約 3 倍近い市費負担(税金)が必要という結果になっている。

) 公立保育所における今後の課題について

1. 職員の退職動向・高齢化に合わせた保育所運営体制の構築について

現在の推計によると、今後 5 年以内に現在の正規職員の約 3 割が退職し、10 年以内には約半数以上が退職することが見込まれている。現体制のまま正規職員の退職不補充とし、欠員分を臨時職員の補充による場合、10 年後には公立保育所の職員の 4 人に 3 人が臨時保育士構成されることが予想される。

仮に、保育所運営において、このように待遇条件で労働流動性の高い職員構成が主となった場合、保育所運営や保育サービス提供における安定性を欠く可能性は否定できない。すなわち、保育士は保育児童の年齢、数に適合した国の配置基準によって配置され、この配置基準を満たさなければ、子どもの受入れができないものとされるため、「定員が空いているが、途中で保育士がやめてしまったため、入所できない」、「定員が空いているが保育士が確保できないため子どもの受入れができ

ない」といった市の保育の責任義務を果たせない事態を招きかねないことが想定される。

さらに、今後臨時職員の確保がより必要性が増すなかで、現時点で臨時職員の採用が円滑に進んでいないことも憂慮すべき点である。

したがって、今後、団塊の世代の保育士が大量に退職していくことを前提にいった保育所運営体制の構築は対処すべき大きな課題である。

2. 保育サービスの質について

児童個々ならびに保護者への保育の質の確保のために、少なくとも以下4点が挙げられる。すなわち、1)各保育士が児童個々の個性に即して保育できる援助技術を持ち、絶えずその向上を目指していること。2)保護者への相談援助技術を持ち、絶えずその向上を目指していること。3)児童および保護者への個別支援計画が策定され、チームで対応する環境が整備されていること。4)研修体制、外部評価体制を含め、上記1)～3)を担保するシステムが整備されていること。

つまり「チーム・ケア」、「チーム保育」、そして、そのチーム・ケア、チーム保育をバックアップする保育組織体制の充実が「児童にとってのいい保育所」を形つくるものといえる。

保育所利用アンケートでは、個別ごとの保育園の評価では当然ばらつきがでると考えられるが、私立保育所のほうが、子どもに対するきめ細かい個別対応や子どもの様子などを伝える保護者とのコミュニケーション、保育サービスの利便性、行事や遠足、クラスだよりなどの工夫、給食内容(食育への取組み)の点で保護者から評価を受けている結果となっている。

翻って考えるとこれらの点が、今、公立保育所に求められている点である。現在、定期的、あるいは非定期的な保育士の異動があり、かつ、流動性の高い雇用体系にある臨時職員が過半数を占めるなかでチーム体制を構築しチーム・ケア、チーム保育の質を向上させていくことは難しいと思われる。この状態は、保育を受ける子ども、そして保育サービスを受ける保護者にとって必ずしも好ましい状況とはいえないと思われる。

3. 公立保育所が担っていく役割について

行政組織の一つである公立保育所は予算制度の制限をうけるとともに、事業の実施については法令等に基づいた手続きを経ることが必要である。このため、運営において迅速性や柔軟性に欠ける面や園としての特徴を積極的に出し難い面がある。

従来、公立保育所が積極的に果たすべき役割について問われることがなかったが、今後、「民間でできることは民間で」という考えのもと、積極的に公私の役割分担を進めていくうえで市としての「公立保育所の役割」について明確な方針を持つことが必要である。また、その役割を遂行できるための保育体制づくりを整えていく必要があると思われる。

） 公立保育所のあり方について(提 言)

当委員会は、「子どもの最善の利益」を念頭にいれ、市の保育をめぐる環境を分析し、公立保育所のあり方を明確化するため、私立保育所と保育サービス、保育コスト、利用者の声を比較し、現場保育士の声に耳を傾けながら民営化の必要性も含め、慎重に「公立保育所のあり方(役割)」について審議・検討を行った。

その結果、公立保育所と私立保育所において、保育に大きな差は見られないなかで、公立保育園の運営は、市税等を使って行われている以上、民営化の推進により、行政に限られた予算のなかで「最小の経費で最大の保育効果をあげる」ために努力することは、市民に対する責務の一つであること。未来を担う子どもたちや保護者の将来的な税負担をできるだけ減らすことは、保育サービスの充実を図ることと同様に大切であることを再確認した。

また、「公立保育所のあり方(役割)」を明確にし、その役割を果たしていくための体制づくりのため、そして、限られた財源や人員の中で、少子化時代の保育サービスの維持・充実を図ることや、市全体の保育の質を向上させていくために一部の公立保育所の民営化が必要であるとの認識に至った。

子どもが保育所で過ごす時間は、その人生において大きな影響を持つものである。この保育所民営化を契機として今後の市全体のよりよい保育の向上につながることを期待し、「公立保育所のあり方」、「民営化の方針」、「対象先の選定」として次のことを提言に取りまとめる。

- 公立保育所のあり方について -

1. 公立保育所は、単純に地理的な地域割の配置のうえに存在価値を見るのではなく、「公立が果たすべき機能面・役割」を重視すること。
2. 外国籍児童が多いという伊勢崎市の保育行政の特徴を生かし、外国籍児童の保育の支援や特別の支援を必要とする障害児などの保育を積極的に推進していくこと。市は、公立保育所に保育実態の情報収集やノウハウを蓄積していく機能・人材を集中し、その情報・ノウハウを全市にフィードバックさせるアンテナ的な機能を確立することにより、市全体の保育の質の向上に努めていくこと。
3. 他関連機関との連携を重視した保育情報の交流機能、子育て支援のモデルのあり方を研究していくこと。
4. 民間では採算面で運営が難しい地域での保育需要に対応すること。

- 民営化計画の基本方針について -

1. 正規職員の退職動向に合わせて段階的に緩やかな民営化計画を立てること。また、民営化に合わせて正規職員を非民営化対象保育所に集中させ正規職員の比率を高めていくとともに公立保育所のあり方に沿った保育の質・機能の向上を目指すこと。
2. 引継ぎ事業者は、原則、市内で保育事業を営み、法人として相当の期間の保育実績を有する社会福祉法人もしくはそれに準じるものとし、諸条件をみて、その対象先を近隣市町村地域の事業者まで拡大するものとする。
3. 引継ぎにおいては、子どもの最善の利益を第一とし、保護者の不安感を解消できるよう十分な説明を行い、理解を得ていくこと。引継ぎ期間は1年間とする。また、引継ぎ期間では、民営化対象保育所・児童に対し、不安なく十分な引継ぎが行われるよう市は支援事業を行うこと。
4. 民営化された保育所では保育所の運営状況についての第三者評価ないし苦情処理制度を導入すること。
5. 保育行政が大きな変革期をむかえているなかで、柔軟に対応できるよう、平成19年から平成23年までの5ヵ年を1次計画とし、一次計画終了後に当計画を評価・検証し、必要に応じて正規保育士の採用を考慮しつつ、第二次計画を策定していくこと。

- 民営化対象保育所について -

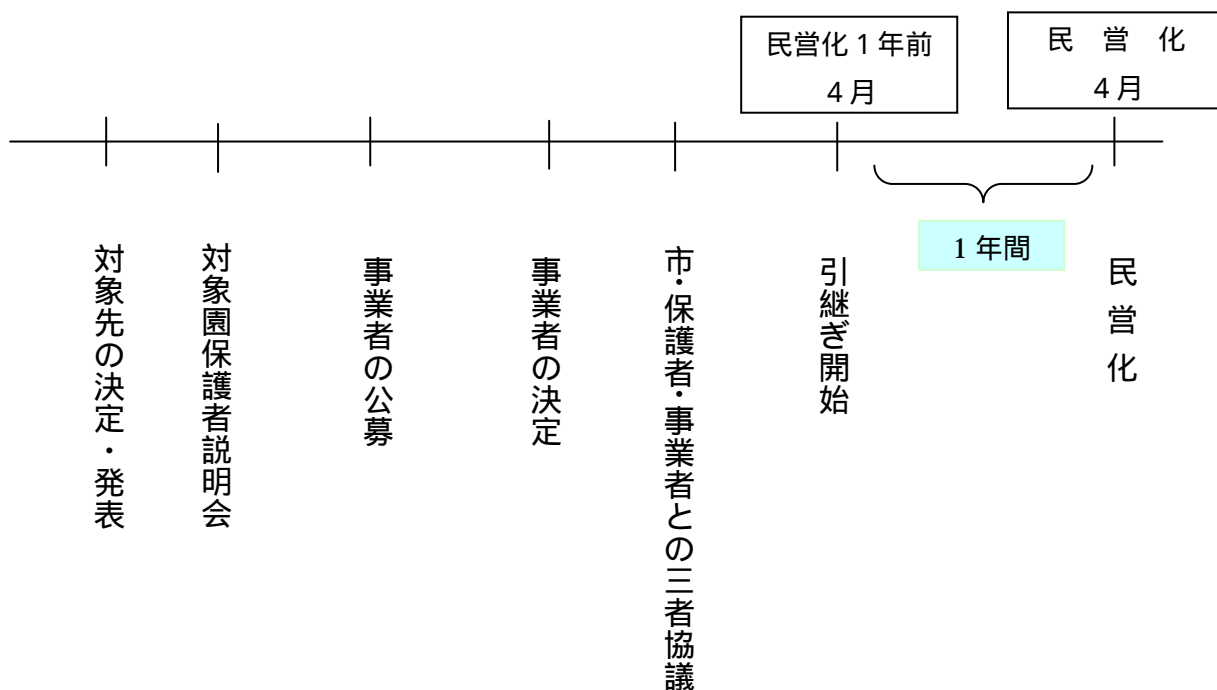
1. 私立に移管したときに当該移管園において法人が保育に専念できるよう、耐用年数が比較的長いものを優先し、施設面(ハード面)において移管園での負担が少なくなるように配慮された保育所であること。
2. 移管園において安定した保育環境や園の経営状態が維持されるよう、児童数が比較的安定しているところや特別保育需要が旺盛な保育所であること。

3. 公立保育所として今後のモデルケースとなる保育所(第二保育所)や民間では経営が難しい保育所(境いよく保育所、境ひので保育所)は除外する。

第一次民営化計画の民営化対象先は、上記項目から選定した結果、次のとおりである。

平成 20 年度	iタワー花の森保育所(指定管理者制度から民営化)
平成 21 年度	第五保育所 境すみれ保育所
平成 22 年度	第一保育所 境こぼと保育所
平成 23 年度	あずま保育所

民営化までの大まかな流れについて



おわりに

本報告書のおわりにあたり、文字通り忌憚のない意見交換、激論を通して、以下2点の問題意識が提言の基本認識として合意されたことを付記しておきたい。

一つは、民営化が財政上の効率化に寄与するものである以上に、サービスの質・内容の向上に寄与するものであることが確認されたこと。

今ひとつは、公立保育所の機能を、行政の他の部局とのネットワークが構築しやすいという意味で、より先駆的、実験的な性格を持たせる方向で、「再編する契機」とする可能性が確認されたことである。

全国的に公立保育所の民営化が推進されているなかで、一部の自治体では、円滑な移行に支障が生じている例も散見される。

本市の保育所民営化にあたっては、児童の最善の利益、保護者の働く権利を常に尊重し、行政はじめ引受事業者など関係者の真摯な配慮及び民営化後の第三者評価によるフォローアップを期待し結びとする。

補 遺

1. 民営対象先の選定について

民営化対象先保育所の選定にあたっての主な理由は次のとおりである。

平成 21 年度

第五保育所

旧伊勢崎では一番ハード面が充実している。保育需要も良好である。

境すみれ保育所

境地区では一番ハード面が充実している。保育需要も良好である。

選定にあたり特に意見はなかった。

平成 22 年度

第一保育所

ハード面での外的要件と保育需要が良好である。現時点において職員の早期退職が3名見込まれており、シミュレーションの想定以上に正規職員の比率が低下する可能性や民営化を契機として新たな早期退職者がでる可能性も否定できない。このため、保育士数が多いところの民営化は、正規職員比率を高めるうえでは、早期に実施する必要があると考えられる。また、コスト削減効果が大きく、その分、市全体の保育向上のための費用の捻出が可能であるため対象先とした。

境こばと保育所

ハード面での外的要件が良好である。現在、定員割れであるが、過去5年間の保育需要のトレンドをみると緩やかに保育児童数が増加している。境地区には、4ヶ所の保育所があるが、境いよく保育所は老朽化が著しいこと、境ひので保育所は定員割れが恒常化し、かつ将来的な保育需要の減退が予想されることから民営化の選定基準に合致していない。したがって、将来的に実質的に2ヶ所公立保育所が存続していくことが考えられるため、地域バランスを考慮し対象先とした。

平成 23 年度

あずま保育所

市内で一番、ハード面で条件が整っており、かつ保育需要が良好である。

主な議論

あずま保育所は外形的な要件として、もっともハードの条件が整っているものの、あずま地区では 1 ヶ所しかないため、地域バランスの点から、考慮する必要があるのではという意見から多くの議論を重ねた。

議論の結果、11月に実施した利用者アンケートの分析結果では、公立保育所を入所する保護者の保育所選択理由として、「自宅に近いから」「職場に近いから」を挙げる保護者が 76%を占めていることから、保育内容よりも「近くにある」という地理的要因が大きいという結果となっている。その地理的要因を詳細に見ると、本市において公立保育所は、境地区では約210人の児童に対し 1 ヶ所、あずま地区では約590人に 1 ヶ所、旧伊勢崎では約670人に 1 ヶ所、赤堀地区には設置されていないことから、既に 1 地区に 1 ヶ所の公立保育所を配置するということの論拠がなく、かつ、地域間で児童数あたりの公立保育所数の配置に大きな隔たりがあることから地理的配置要件のみをもって公立保育所として存続させる理由に乏しいこと。他の公立保育所、私立保育所と比べて特筆すべき保育環境・保育内容に差異がないこと。公立保育所は、単純に地理的な地域割の配置のうえに存在価値を見るのではなく、「公立が果たすべき機能面・役割」を重視すること。等を勘案し、あずま保育所を民営化の対象とすることとした。ただし、地域的なバランスから初年度、次年度は旧伊勢崎地区、境地区を優先し、あずま地区は一次計画の最終年度に民営化するよう配慮すべきであるという意見が出された。

2. 第二保育所の位置づけについて

障害関係施設との連携実績・ノウハウがある。建物の耐久年数が良好であり、鉄筋コンクリート平屋建てのため、障害児童にとっても利用がしやすい。また、定員が60名とコンパクトであり保育士の目が行き届き易い。また、外国籍児童も他保育所と比べ比較的多く、保育実態の情報収集やノウハウを蓄積など伊勢崎市の地域特色を把握するうえでモデルケースとなると考えられる。

3. iタワー花の森保育所について

iタワー花の森保育所は、現指定管理者制度のもとでは、「指定管理期間ごとに最良の運営事業者を公募により選択できる」というメリットがある反面、「3年に一度、指定管理期間が終了するごとに子どもにとって保育環境が激変する可能性が常にあること」というデメリットがある。他市例では、完全民営化の初期段階に導入することも多くみられるなかで、市が民営化を推進していく方針であるのであれば、完全に民営化することが望ましいという結論に至った。

伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会経過概要

第1回	平成18年9月13日(水)午後 3:00～午後 5:00 出席委員 9名 議 題 (1) 本市における保育の現状について
第2回	平成18年10月19日(木)午後 1:30～午後 6:00 出席委員 9名 議 題 (1) 現地視察 : 第一保育所、i タワ-花の森保育所、しいの実保育園の保育現場視察 (2) 公立保育所の現状分析 (3) 公立保育所と私立保育所との比較について
第3回	平成18年11月18日(土)午後 2:30～午後 5:10 出席委員 8名 議 題 (1) 保育所利用アンケート結果の分析について (2) 関係者ヒアリング(市保育所職員連合会会長による説明) (3) 公立保育所のあり方について
第4回	平成18年12月21日(木)午前 9:00～正午 出席委員 8名 議 題 (1) 民営化対象先の選定について (2) iタワー花の森保育所の方向性について
第5回	平成18年12月27日(水)午後 2:00～午後 5:10 出席委員 9名 議 題 (1) 引継ぎ方法・引継ぎ期間について (2) 参考意見の聴取(iタワー花の森保育所所長)
第6回	平成19年 1月17日(水)午後 3:00～午後 4:00 出席委員 8名 議 題 (1) 伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会報告書(案)について

伊勢崎市公立保育所民営化検討委員会名簿

区 分	氏 名	役 職 等
会 長	細 井 雅 生	高崎経済大学教授
副 会 長	柳 辰 男	東京福祉大学教授
委 員	五十嵐 正 行	五十嵐会計事務所（税理士）
"	関 根 勇	伊勢崎市社会福祉協議会会長
"	品 川 忠 弥	伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会会長
"	高 柳 雅 仁	伊勢崎市立公立保育所保護者会長連絡会会長
"	門 倉 政 仁	私立保育園会会長
"	三 田 恵 司	公募市民
"	岩 瀬 節 子	公募市民